

環境関係補助金等

名称	高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等（公益法人を含む）又はNPO等
対象事業	<p>市町村等及びNPO等が、「高知県環境基本計画第三次計画」における目標達成のための基本的な方向性に沿った取組であり、かつ県の環境政策と連携した取組を県内で行う事業であること。</p> <p>また、当該計画の対象となる地球温暖化への対策、循環型社会への取組（3Rの推進等）、自然環境を守る取組、環境ビジネスの振興及び環境学習の推進とネットワークづくりの5つの分野であり、次に掲げるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1) 地球温暖化防止県民会議推進事業 (2) 豊かな流域づくり活動支援事業 (3) その他、特に知事が必要と認める事業</p> <p>上記以外で、5つの対象分野の事業で、3つの社会づくり（低炭素社会づくり、循環型社会づくり、自然共生社会づくり）につながる効果があり、特に知事が必要と認めるもの（ただし、森林環境の保全に関する事業を除く。）</p> <p>ただし、次のものは補助対象から除く。 ア 市町村等の庁舎等の公用施設の整備に係る事業 イ 国や県の他の補助事業として採択された事業 ウ コンクリートによる3面張の生活排水路及び埋設排水管路の整備 エ 前年度採択事業と同じ事業内容が継続されている事業（ただし、関係者との合意形成や推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業については、この限りでない。）</p>
助成額	市町村等：100千円以上、3,000千円以下 NPO等：補助限度額は500千円
助成率	市町村等：補助対象経費の2分の1以内 NPO等：定額
特記事項	
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4572

名称	山の一日先生派遣事業費補助金
対象団体	市町村、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に基づき、次世代を担う子ども達を対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深めるため、山の一日先生を派遣する事業
助成率	定額
助成額	安芸、嶺北、中央西、須崎及び幡多林業（振興）事務所管内を中心に活動を行う団体にとってはそれぞれ400千円以内 中央東林業事務所管内を中心に活動を行う団体にとっては1,000千円以内
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	森林保全ボランティア活動推進事業費補助金
対象団体	市町村、県に登録された森林保全ボランティア
対象事業	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐用機械器具等の整備及び県に登録した森林保全ボランティア団体が行う間伐 ①機械器具等の導入経費の支援 ②間伐等森林整備の実施に対して交付する地域通貨等の精算 ③間伐等森林整備の実施に要する機械経費等の補助
助成額	上記①：500千円 上記②：66千円/ha 上記③：54千円/ha
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	こうち山の日推進事業費補助金
対象団体	市町村等、高知県内に事務局等をおく法人若しくは任意団体
対象事業	「こうち山の日」の制定趣旨に基づく普及啓発に資する取組を総合的に支援する。 ・森林保全活動等に関するもの（森林保全活動、林業作業体験等） ・森林環境学習等に関するもの ・都市と山村の交流促進等に関するもの（普及啓発、交流を促進する活動等） ・木と親しむ取組に関するもの ・山川海の連携に関するもの ・森の案内人の養成に関するもの
助成率	定額（事業実施主体が市町村の場合は1/2） 補助限度額：事業の内容により200千円、500千円
特記事項	公益社団法人高知県森と緑の会からの間接補助事業
問い合わせ先	林業環境政策課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4586

名称	造林事業（森林環境保全整備事業）
対象団体	市町村、森林組合、生産森林組合、森林施業計画作成主体等
対象事業	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 持続的な森林経営を実現するため、森林施業計画の作成者等が施業の集約化を通じて計画的に行う搬出間伐等の森林整備 ②環境林整備事業 面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難であるなど、自助努力によって適切な整備が期待できない森林について整備
助成額	知事が定める標準事業費の補助率以内
助成率	森林環境保全整備事業 ①森林環境保全直接支援事業 ②環境林整備事業 知事が定める基準で査定した額の4/10
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所（0887-34-1181） 中央東林業事務所（0887-53-0655） 嶺北林業振興事務所（0887-82-0162） 中央西林業事務所（088-893-3612） 須崎林業事務所（0889-42-2371） 幡多林業事務所（0880-35-5977） 林業改革課（088-821-4602） 各地域の森林組合

名称	高知県緊急間伐総合支援事業
対象団体	森林組合、生産森林組合、森林所有者、林業者等、林業事業体等
対象事業	1 公益林保全整備事業 水源かん養機能等の公益的機能の高い人工林の切り捨て間伐 対象林齢：3～9齢級 2 森林整備支援事業 市町村森林整備計画で定める機能区分を問わず行う、間伐及び作業道の整備 （1）搬出間伐実施事業：伐採及び搬出集積（7～12齢級） （2）作業道整備事業：間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道
助成額	定額
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所（0887-34-1181） 中央東林業事務所（0887-53-0655） 嶺北林業振興事務所（0887-82-0162） 中央西林業事務所（088-893-3612） 須崎林業事務所（0889-42-2371） 幡多林業事務所（0880-35-5977） 林業改革課（088-821-4602） 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県みどりの環境整備支援事業
対象団体	県が補助する森林整備事業（造林事業、自伐林家等支援事業）の実施主体
対象事業	みどりの環境整備支援事業 CO2吸収効果の高い人工林の間伐を促進することで、荒廃森林を防止し、森林の持つ公益的機能が効果的に発揮されるよう森林を整備 （1）切り捨て間伐（3～7齢級） （2）除伐（3～5齢級）
助成額	定額（※ 間伐 27,000円/ha、除伐 54,000円/ha）
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	安芸林業事務所（0887-34-1181） 中央東林業事務所（0887-53-0655） 嶺北林業振興事務所（0887-82-0162） 中央西林業事務所（088-893-3612） 須崎林業事務所（0889-42-2371） 幡多林業事務所（0880-35-5977） 林業改革課（088-821-4602） 各地域の市町村または森林組合

名称	高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金
対象団体	①市町村、社会福祉法人、県内に事務所を置く企業、団体等 ②市町村、社会福祉法人、学校法人、財団法人 ③市町村、団体、バス事業者等
対象事業	①公共的空間整備 県内のPR効果の高い公共施設の玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い保育室や教室などの木質化及び一体的に設置する木製品の導入を行う事業 ②学校関連環境整備 県内の幼稚園、保育園、小学校、中学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブや図書館などの施設に県産の木製品（机、椅子、遊具等）を導入する事業 ③屋外景観施設等整備 県内の観光地や市街地周辺のPR効果の高い場所において、木製のバス待合所や休憩所、案内看板等屋外の景観施設等の整備を行う事業
助成額	50,000千円
助成率	①1/2以内（限度額5,000千円） ②1/2以内（ただし、補助金額25,000円以上・限度額5,000千円） ③1/2以内（ただし、補助金額50,000円以上・限度額5,000千円）
問い合わせ先	木材産業課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL088-821-4592 FAX088-821-4594

名称	高知県木質資源利用促進事業費補助金 【林野庁：森林整備加速化・林業再生基金事業】
対象団体	市町村、農業協同組合、民間事業者等
対象事業	森林資源を活かした循環型社会の形成並びに新たな産業や雇用の創出に向け、木質バイオマスエネルギーの地域循環利用の促進を図るため、事業主体が木質バイオマス利用施設の整備等を行う事業 ◆事業メニュー 1 木質バイオマス利用施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備に要する経費 〔対象施設〕 木質資源利用ボイラー、燃料貯蔵庫、吸気式冷凍機等 2 木質バイオマス利用コスト支援 燃焼灰を取り扱うために必要な経費 〔対象経費〕回収・運搬費、検査・分析費、処分費等
助成額	市町村、民間事業者等：上限規定なし(予算の範囲内)
助成率	10分の10以内、3/4以内 (一部上限30,000千円)
特記事項	
問い合わせ先	木材産業課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592

名称	こうちの木の住まいづくり助成事業費補助金
対象団体	・高知県内に木造住宅を建築・取得される方※ ・高知県内に木造住宅を所有されている方でリフォーム工事をされる方※ ※個人の方に限り、賃貸を目的とするものを除きます。 ・高知県内に建築する木造住宅（一部非木造混構造含） ・高知県内に存在する既存木造住宅（一部非木造混構造含）
対象事業	①新築、増築の場合は、基本部位の70%以上に高知県産乾燥木材を使用すること。 ②リフォームの場合は、リフォーム工部分に高知県産乾燥木材を使用すること。 ③「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ④住宅の引渡前、またはリフォーム工完了前に申請を行うこと。
助成額	①基本部位、その他の部位 高知県産乾燥木材の使用量 1m3当たり13,500円※ ②内装化粧仕上材（押入及び収納部分を除く） 高知県産乾燥木材の使用面積 1m2当たり2,000円※ ※①と②の合計の上限は100万円です。 ③安心の木の住まい団地に建設する場合は、1棟当たり20万円を加算 ④長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり30万円を加算
助成率	—
特記事項	・「地域型住宅ブランド化事業(長期優良住宅)」一般型(100万円)と併用可能 ・補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業と併用可能
問い合わせ先	木材産業課 木材利用促進担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4592 FAX 088-821-4594

名称	高知県環境保全型農業推進事業費補助金
対象団体	環境保全型農業を実践する生産者組織、農協等
対象事業	①化学合成農薬低減に必要と認められる資材・設備等、太陽光パネル等代替工・エネルギー導入に要する経費 ②有機JAS認定に要する認定手数料（基本料金、検査員人件費、検査員旅費等） ③蒸気土壌消毒機・熱水土壌消毒機、たい肥散布機導入、ペレット製造機導入に要する経費 ④防虫ネット等土着天敵の温存に必要と認められる資材に要する経費
助成額	次の上限額と下記の助成率によって予算の範囲内で補助 (予算額42,240千円) ①50万円/10a以下(太陽光パネルは30万円/1施設以下) ②15万円/件以下 ③蒸気土壌消毒機は480万円/1件、その他は150万円/1件以下 ④100万円/10a以下
助成率	1/2以内(②)、1/3以内(①、③、④)
特記事項	
問い合わせ先	環境農業推進課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4545 FAX 088-821-4536

名称	海岸漂着物地域対策推進事業
対象団体	海岸管理者である市町村
対象事業	市町村が管理している海岸で海岸漂着物の集積が著しく、海岸における良好な景観及び環境の保全に深刻な影響を及ぼしている地域等、海岸漂着物対策を重点的に推進する区域における海岸漂着物の回収・処理に関する事業
助成額	市町村：上限規定なし(予算の範囲内)
助成率	市町村：上限規定なし(予算の範囲内) 10分の10以内
特記事項	
問い合わせ先	港湾・海岸課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 TEL 088-823-9887

名称	農地・水保全管理支払交付金（共同活動支援交付金）
対象団体	集落ぐるみでの共同活動実践組織（以下、「活動組織」という）
対象事業	<p>過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴い、適切な保全、管理が困難になった農業用水路や農道等の資源保全や、農村の自然環境、景観の保全等を農業者だけでなく、地域住民等も参加した活動組織が行う実践活動に要する経費</p> <p>【農村環境保全活動】</p> <p>①生態系を保全する活動 （生物の生息状況調査や在来生物の育成等）</p> <p>②水質を保全する活動 （水質モニタリング調査等）</p> <p>③景観形成や生活環境を保全する活動 （農用地等を活用した景観形成活動等）</p> <p>などの、農村の環境を保全し、向上させる取組</p> <p>【基礎活動】</p> <p>・農地や農業用水等の資源を維持、保全する取組</p> <p>※なお、「農村環境保全活動」と「基礎活動」は併せて行うなど、一定の事業要件を満たすことが必要です。</p>
助成額	<p>定額（対象農用地10アール当たり）</p> <p>①平成24年度以降、新たに活動組織を設立し、共同活動支援交付金に係る活動のみに取り組む活動組織 田：4,400円 畑：2,800円 草地：400円</p> <p>②平成23年度以前から継続して活動に取り組んでいる活動組織等 田：3,300円 畑：2,100円 草地：300円</p>
助成率	定額
特記事項	事業主体 「高知県資源保全施策地域協議会」（構成員 県、市町村、関係団体）
問い合わせ先	<p>農業基盤課 調査計画担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4562 FAX 088-821-4567 E-mail 161101@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

名称	農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）
対象団体	都道府県、市町村
対象事業	<p>漁港背後の漁業集落等における生活環境の改善を図るため、以下の事業を行う。</p> <p>(1)衛生関連施設 漁業集落排水施設整備、水産飲雑用水施設整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備、特認事業</p> <p>(2)防災関連施設 漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備、特認事業</p>
助成額	市町村：事業費の11%を県が嵩上げ補助
助成率	国：事業費の1/2、県：事業費の11%
特記事項	<p>事業の採択要件</p> <p>(1)対象集落要件 漁港背後の漁業依存度又は漁家比率1位の漁業集落等</p> <p>(2)人口要件 対象集落の規模 人口100人以上、5,000人以下等</p> <p>(3)事業費要件 全体事業費 30百万円以上</p>
問い合わせ先	<p>漁港漁場課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4615 FAX 088-821-4529</p>

名称	再生可能エネルギー利活用事業費補助金
対象団体	高知県内の市町村等（一部事務組合、広域連合等）
対象事業	<p>(1)再生可能エネルギー事業化促進事業 再生可能エネルギーを活用した具体的な事業の実施を目的として行う可能性調査・現地測量等の各種調査業務、事業化のための仕組みづくり（ビジネスモデルの検討等）及び各種の設計業務など事業化に至るまでの間で実施が必要な事業。</p> <p>(2)再生可能エネルギー利活用促進普及事業 再生可能エネルギーの利活用を促進するための地域の「核」となる人材づくりや協議会等の組織づくり及び再生可能エネルギーを活用した事業実施に向けた協議・検討作業並びに広報活動等の普及啓発事業に対する支援事業。</p>
助成額	(1)上限規定なし：予算の範囲内 (2)定額50万円
助成率	(1)事業費の1/2 (2)定額
特記事項	
問い合わせ先	<p>公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626</p>

名称	物部川水源の森整備事業費補助金
対象団体	香美市、香南市
対象事業	<p>(1)間伐事業 杉田ダムの上流に位置する香美市並びに香南市の私有林の人工林において実施される切り捨て又は搬出による間伐事業とし、高知県林業振興・環境部が所管する高知県造林事業補助金、高知県森林整備加速化・林業再生事業費補助金、自伐林家等支援事業費補助金又は高知県緊急間伐総合支援事業費補助金のいずれかに採択がなされたもの</p>
助成額	
助成率	<p>(1)間伐事業 ア 切り捨て間伐 標準事業費の10分の1以内 イ 搬出間伐 1㎡あたり1,000円</p>
特記事項	
問い合わせ先	<p>公営企業局 電気工水課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4622 FAX 088-821-4626 E-mail 610301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

名称	(1)磯焼け対策等沿岸域機能回復支援交付金事業 (2)磯焼け対策等沿岸域機能回復支援推進交付金事業
対象団体	(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会 (2)市町村
対象事業	<p>(1)高知県環境生態系保全対策地域協議会が対象活動組織に対して保全活動支援事業の交付金として交付するに要する経費の財源に充てるための資金を積み立てる事業</p> <p>(2)市町村が保全活動支援事業の交付対象となる対象活動組織の保全活動を指導・確認する事業</p>
助成額	(1)9,550千円以下 (2)1,270千円以下
助成率	(1)事業費の25パーセント以内 (2)定額（1市町村あたり24万円以下）
特記事項	
問い合わせ先	<p>漁業振興課 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 TEL 088-821-4606</p>

名称	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド
対象団体	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体
対象事業	<p>(1) 地域社会の発展に役立つ次に掲げる社会貢献活動を対象とします。 ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ② 社会教育の推進を図る活動 ③ まちづくりの推進を図る活動 ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤ 環境の保全を図る活動 ⑥ 災害救援活動 ⑦ 地域安全活動 ⑧ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨ 国際協力の活動 ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪ 子どもの健全育成を図る活動 ⑫ 情報化社会の発展を図る活動 ⑬ 科学技術の振興を図る活動 ⑭ 経済活動の活性化を図る活動 ⑮ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯ 消費者の保護を図る活動</p> <p>(2) (1)の福祉や環境保全等の公共サービスを直接的に向上させる活動</p>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内 ・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用総額の2分の1以内かつ50万円以内 ・市町村との協働により事業を行う団体の対象活動に要する費用 協働事業経費のうち、上限70万円
助成率	上記の助成額欄に記載
特記事項	平成11年度より高知県内において、地域社会に対する公益的サービスの実践活動及びこれらの公共的サービスを直接的に向上させる活動に対して助成を行っていましたが、平成24年度の助成をもって信託財産を使い切ることから、平成24年度でファンド事業を終了します。
問い合わせ先	公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 株式会社四国銀行お客さまサポート部 信託担当 〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1 TEL088-871-2226 FAX088-822-4934

名称	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド 【地域社会づくりハード整備事業助成コース】
対象団体	高知県内において社会貢献活動を継続的に行う非営利の法人その他の団体
対象事業	<p>下記の(1)～(6)のいずれかに該当するものとし、施設等の新設、改修、保全等を行うハードの整備事業を対象とします。 調査事業及び住生活動等のソフト事業は本助成コースの対象となりません。また、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>(1) 街並み景観に配慮したファサード（建築物の正面の外観）の改修、植栽やフラワーボットの設置等の緑化活動、その他景観形成に役立つと認められる事業 (2) シンボル施設の整備、モニュメント（記念碑）の設置、ライトアップ設備の整備、その他まちの魅力アップに役立つと認められる事業 (3) 伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建築物（倉庫、蔵、住宅等）の保全・改修、その他伝統文化の継承・歴史的施設の保全に役立つと認められる事業 (4) 観光物産品の販売施設整備、観光振興のための案内板の設置、その他観光振興に役立つと認められる事業 (5) 防犯カメラ、防犯灯、カーミラーの設置、バリアフリー化のためのスロープの整備、その他安心安全なまちづくりに役立つと認められる事業 (6) その他、良好なまちづくりに役立つと認められる事業</p>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費の8割以内で、上限200万円 一つの団体等がこの助成コースから受けることのできる助成は1回限りです。 同一年度に、この助成コースと通常の活動助成コース（立ち上げ助成コース、活動助成コース及び行政との協働助成コース）の両方から助成を受けることはできません。
助成率	上記の助成額欄に記載
特記事項	平成11年度より高知県内において、地域社会に対する公益的サービスの実践活動及びこれらの公共的サービスを直接的に向上させる活動に対して助成を行っていましたが、平成24年度の助成をもって信託財産を使い切ることから、平成24年度でファンド事業を終了します。
問い合わせ先	公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 株式会社四国銀行お客さまサポート部 信託担当 〒780-8605 高知市南はりまや町1-1-1 TEL088-871-2226 FAX088-822-4934

名称	環境保全型農業直接支払交付金
対象団体	次の①及び②の要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者（法人を含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ（共同販売経理を行わない） ①エコファーマー認定を受けていること ②農業環境規範に基づく点検を行っていること
対象事業	<p>○化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減する取組と ①カバークロップ ②リビングマルチ ③草生栽培 ④冬期湛水管理 ⑤土着天敵の温存利用技術 のいずれかを組み合わせた取組</p> <p>○有機農業の取組（化学肥料、農薬を使用しない取組）</p>
助成額	取組面積10aあたり8,000円（国4,000円、県2,000円、市町村2,000円）
助成率	定額
特記事項	
問い合わせ先	環境農業推進課 TEL088-821-4545 FAX088-821-4536 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52

中小企業等特別融資制度	
事業環境整備促進融資（環境保全促進）	
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物処理業やリサイクル関連産業など環境保全事業又はその関連事業を営む中小企業者 ● リサイクル関連設備や省エネルギー施設を設置するなど環境保全に対して積極的な取組を図る中小企業者 ● 石綿飛散防止のために施設・設備の改善等を行う中小企業者 <p>○ 県税を滞納していないこと</p> <p>（○ 必ず該当 ● いずれかに該当）</p>
資金使途	設備資金 運転資金
貸付限度額	1億円（うち運転資金は3,000万円）
償還期間	設備15年以内（うち据置3年以内） 運転7年以内（うち据置1年以内）
融資利率	2.67%（変動） （保証料） 0.21% ～1.07%
問い合わせ先	経営支援課 〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 電話 (088) 823-9695